

議 事 録

<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開			部 分 非公開 理 由		
			文書管理責任者	保存期間	30 () ・ 10 <input checked="" type="checkbox"/> 5 ・ 3 ・ 1 ・ 随
				作成日	令和5年5月24日（水）
部長	課長	課長補佐	係長	係	記録者所属 職・氏名 地域包括支援係 主任 尾崎 悟史 ㊞

会議等の名称	令和5年度第1回 東御市虐待等防止総合対策推進協議会	開催日時	令和5年5月24日（水） 午後1時30分～午後3時30分
		場 所	中央公民館2階講義室
主催者(事務局)	地域包括支援係	司会者	司会進行：井出健康福祉部長 議事進行：高岡会長
出席者	【委員】高岡久章会長、油井今朝幸副会長、小川原千賀枝委員、大塚正廣委員、森野洋平委員 荻原太郎委員、有賀のり子委員、唐澤光章委員、川手敏江委員、小林拓美委員、渡邊優子委員 丸山充委員、堀込秀志委員、淵上瑞江委員、徳嵩隆治委員 【事務局】井出政之健康福祉部長、掛川一郎子どもサポートセンター次長兼子ども家庭支援課長兼子ども家庭支援係長 上原代夫人権同和政策課長兼男女共同参画係長、小林裕次福祉課長 重田雄一教育課長補佐兼学校施設・青少年教育係長、春原和美保育課長補佐兼和保育園長、 土屋佐知子子ども家庭支援課長補佐兼子ども家庭支援係長、池田恵子人権同和教育係長兼人権同和政策係長、 小林綾保育係長、柳澤亜紀保健係長、川浦珠希福祉推進係長、田中朋子福祉援護係長、 渡邊亮太高齢者係長、渡邊恵美子地域包括支援係長、畑田一心指導主事（子ども家庭支援係） 荒井千加子主査（福祉援護係）深山里世母子自立・女性相談員（福祉援護係）、尾崎悟史主任（地域包括支援係）		
欠席者	なし		

議 題	(配布資料)		
協議事項	(1) 協議会の概要について	別紙協議会資料のとおり	
"	(2) 令和4年度の相談実績について		
"	ア 児童虐待防止委員会		
"	イ 高齢者虐待防止委員会		
"	ウ 障害者虐待防止委員会		
"	エ 配偶者暴力防止委員会		
"	(3) 質疑応答・意見交換		
決定事項 (要点を簡条書き)	なし		
次回への検討 事項	なし		
次回開催	未定	(場所)	未定

	(発言者名)	(発言内容)
<p>討議内容及び経過</p>		<p>〈協議事項(1)～(3)までを一括で説明〉</p>
<p>(1)協議会の概要について (2)令和3年度の相談実績について ア 児童虐待防止委員会 イ 高齢者虐待防止委員会 ウ 障害者虐待防止委員会 エ 配偶者暴力防止委員会</p>	事務局	資料1 P1～2について説明
	事務局	資料1 P3～13について説明
<p>(3)質疑応答・意見交換</p>	(発言者名)	(発言内容)
	大塚正廣委員	職場における虐待についてはどの専門委員会で対応されるか。
	事務局(福祉援護係)	障がい者雇用で雇用されている者に対する虐待については「使用者による虐待」として扱われるため、障害者虐待防止法に分類される。
	大塚正廣委員	障がい者ではなく健常者でも、職場における上司から暴言を言われたり暴力を振るわれる場合はどの専門委員会で対応されるか。
	事務局(人権同和政策)	当該行為については職場におけるハラスメントと思われる。東御市企業人権同和教育連絡協議会により企業内におけるハラスメントを根絶する取組が行われているため、今回とは別の会議で協議されている。
	大塚正廣委員	資料P5内の「発達に課題のある児童の早期発見」について、詳しく説明をしていただきたい。
	事務局(子ども家庭支援係)	産後の定期的検診にて乳幼児期からの特徴を捉え、発達に心配がある乳幼児については、その保護者に対してケアトレーニングや療育的な支援を行っていく。現状の課題として前記の支援が十分ではないと感じており、今後は対処ではなく予防的な関わりを持っていく。早期発見・早期対応を行うことで、幼児の問題行動へと発展させないとする対応が、結果として親から子への虐待を未然に防ぐものと考えている。
	大塚正廣委員	発達障がいパブルと言われている現状について、大人でも仕事ができなくなると見られてしまうと発達障がいではないかと決めつけられてしまう。そのような場合は障がい者虐待に分類されるか。
	事務局(子ども家庭支援係)	当事者が18歳未満であれば児童虐待として取り扱われる。
	事務局(福祉援護係)	児童の年齢を超えた年齢で障がいを持つ者に対する不当な扱いであれば障害者虐待として対応される。
	大塚正廣委員	成人の発達障がいを対応された事例はあるか。
	事務局(福祉援護係)	成人の発達障がいに関する共通理解が広まっている状況もあり、疑われる方については通院を促すなどの対応をしている。相談窓口へは発達障がいと診断され相談に来られるケースや企業で働くことができず障がいのサービスを利用したい等、様々な相談が来ている。
	高岡会長	発達障害のある方への不当な扱いについては、その方の年齢によって相談窓口が変わると判断で差し支えないか。
	事務局(福祉援護係)	そのような解釈で差し支えない。
	高岡会長	発達障害のある方への不当な扱いに関して、手をつなぐ育成会から意見を頂戴したい。
	有賀のり子委員	当会や身の回りでは虐待等のような相談を受けたケースは無い。障がいを持つ家族が思うようにいかないと、つい大きな声を出してしまうこともあるが、そのような行為から虐待へと繋がるのかと考えさせられる。
	高岡会長	高齢により認知症を発症したことで虐待など不当な扱いを受けられたなど、お聞きしたことがあるか。
	唐澤光章委員	高齢者が虐待を受けているという具体的な事例は耳にしたことはない。高齢になると体力も衰え、働くことも難しくなるが、今まで頑張ってきた存在として、優しく関わって頂きたい。
	高岡会長	児童に関する事例で耳にしていることがあるか。
	(発言者名)	(発言内容)

渡邊優子委員	<p>身の回りで児童虐待について耳にしたことはないが、発達障害などにより何らかのサポートを受けている児童がいるということは聞いている。 夫婦ケンカによる面前DVなど無意識で虐待をしているという事例は潜在的に多いと感じている。児童虐待だけに限らず、障がい、高齢、配偶者の虐待についても、どのような行為が虐待とされるのか、市民へ啓発する必要がある。</p>
丸山充委員	<p>乳幼児の入所の経緯は様々であり、虐待とされるケースもある。当院では「にんしんSOSながの」という相談窓口を設置し、主に若い女性からの予期せぬ妊娠について、令和4年度は277件の相談を受けた。予期せぬ妊娠で子どもを産んだが、養育能力がなく遺棄された相談もあった。支援が受けられない、相談しにくい方の相談窓口として、県内唯一の相談窓口として子どもの権利と命を守る活動を行っている。虐待から命を守るため、当院も早期発見に力を入れている。</p>
高岡会長	<p>警察署として虐待に関する対応があれば意見を頂戴したい。</p>
堀込秀志委員	<p>通報を受けた事案については虐待であると判断し、専門機関へ繋げる対応を取っている。しかし、高齢者虐待については被虐待者が虐待を受けていると認識していないケースがある。「虐待」というワードが仰々しく、通報されづらいケースもあり、実際に怪我を負うような事案が発生しないと通報されないこともあるが、それでは意味が無い。 虐待の広報活動においては、ソーシャルネットワークサービスの利用はあまり効果が無く、回覧板などで「虐待」というワードを使用せず、「このようなことがあれば相談を。」と呼びかける広報活動の方が相談に繋がるのではないかと。事前の相談がなく、事案の発生後に警察に通報されてしまうと事件として扱われ、加害者と被害者として取り扱うこととなるが、実際に虐待を受けている高齢者が、加害者である家族を逮捕してほしいとは思っていないことが多い。早期発見のためには虐待と意識させるのではなく、そのような状況を如何にして事前に吸い上げることが出来るかが課題であると考え。広報活動については「虐待」というワードを使わず、相談を受けた事案が「虐待である」ことに結び付けられることが重要であると考え。</p>
大塚正廣委員	<p>児童虐待の防止について、乳幼児を守るため「赤ちゃんポスト」等の窓口の設置を行政として検討しているか。</p>
事務局(子ども家庭支援係)	<p>言葉が発せないなどの障がいをもって生まれてくる乳幼児の報告を受けている。妊娠届の提出の際など専門職が早期に相談に応じ、医療機関と連携をとる体制を取っている。妊娠届の提出があれば前記のような相談に繋がられるが、その前段階であれば、児童相談所や乳児院などの専門機関との対応となる。赤ちゃんポストについては市として話題にはしていないが、乳幼児を育てられるかの個々のケースで聞き取りを実施し、必要に応じ児童相談所と連携を取る体制を取っている。</p>
油井今朝幸副会長	<p>虐待が疑われる事案を発見した際の相談窓口の連絡先をお知らせ頂きたい</p>
事務局(子ども家庭支援係、地域包括支援係、福祉援護係)	<p>窓口の直通連絡先をお知らせする。</p>